

ご家族の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて、関係機関が協力し、障がいのある方やそのご家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

逗子市地域生活支援拠点等事業

ガイドライン（利用者向け）

事前の登録をお願いします。

令和3年7月



逗子市福祉部障がい福祉課

ちいきせいかつしえんきよてんとうじぎょう 地域生活支援拠点等事業の5つ機能

①相談



事前に登録した（※）緊急時の支援が必要な方について、緊急時に備えたサービス等利用計画の作成や、緊急事態発生時に必要なサービスのコーディネートなどを行います。

（※）登録の方法は次のページをご覧ください。

②緊急時の受け入れ・対応

介護をされるご家族が急病などの理由により、一時的に自宅で生活することが難しくなった場合、市内の短期入所事業所などで緊急受け入れを行います。逗子市では、短期入所事業所での受け入れが難しい場合に、協力医療機関や通所施設でも緊急受け入れができるように進めています。



③体験の機会・場



病院から退院し逗子に戻ってきたときや、親元から自立するため、グループホームや日中通う場所の体験利用などを行います。

④専門の人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいのある方などに対して専門的な対応ができるように、研修会や事例検討会を通じて人材の育成を行います。



⑤地域の体制づくり



基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所と連携し、様々な困りごとに対応できる障害福祉サービスの提供体制を整えたり、障害福祉サービス以外のサービスについても組み合わせさせて利用できるような体制を整えていきます。

とうろく りよう なが 登録・利用の流れ

①保護者が高齢、疾患があるなど、緊急時の支援が特に必要な方について、担当相談員や市のケースワーカーがこの拠点等事業についてご案内します。

②個人情報の取扱いについて同意書にご記入し、市へ提出していただきます。また、担当相談員が、緊急時に備え、障がいの状況や医療、生活面についてまとめたフェイスシートを作成しますので、ききとりなどご協力をお願いします。



対象となる個人情報は、住所・氏名等の基本的な情報のほか、サービスの利用状況や医療、生活面での配慮事項など、緊急時の受け入れ・対応に必要な情報となります。個人情報については、市で厳重に管理していきます。

③提出いただいた同意書やフェイスシートをもとに、市が対象者の登録を行います。

④緊急時に備えて、担当相談員がサービス等利用計画を見直し、緊急時のリスクをできるだけ減らせるようなサービス等利用計画を作成します。



作成されたサービス等利用計画に基づいて、「もしも」のときに備えて日頃から宿泊の練習をしたり、緊急時の連絡先の確認などをおこなっておきましょう！

また、緊急時には、担当相談員など緊急時の連絡先にまず相談しましょう。





Q&A

Q.この事業に登録すると、どのようなメリットがありますか？

A.この事業へ登録することによって、自宅で障がいのある方を介護するご家族が、急病や事故などによって介護できなくなった場合に、障がいのある方の生活を支えるために必要な備えを担当相談員だけでなく、基幹相談支援センターと市がともに考えていく入り口となります。緊急時のスムーズな支援のためはもちろん、日頃からできるだけ緊急のリスクを下げておくことも目的としています。

Q.逗子市の地域生活支援拠点等事業では、5つの機能はどこの事業所が担うのですか？

A.逗子市では、ひとつの事業所が5つの機能を担うのではなく、複数の事業所がそれぞれの機能を担う形でサービスの提供体制を作っています。それぞれの機能ごとに事業所に登録をお願いしていますので、登録された事業所については、その都度ホームページでお知らせしていきます。

Q.登録した人しか緊急時の対応をしてもらえないのですか？

A.そのようなことはありませんが、ご家族が高齢であったり病気で「もしも」のときに介護が難しくなる状況にある方については、緊急のリスクを下げるためにも事前の登録をお願いします。

Q.具体的にどのような人が事前登録したほうがよいのでしょうか？

A.母（父）親と二人暮らしで頼れる親族もなく、親不在の場合自宅でひとりで過ごすことが難しい方、普段介護している方が高齢又は病気であり、介護する方がいなくなった場合短期間でも自宅でひとりで過ごすことが難しい方、本人のほか家族支援が必要な方、普段介護している方は健康状態などに問題はないが、障がいのある方本人に医療的ケアが必要であったり行動障がいがあるなど、緊急時の対応においても特別な配慮を必要とする方などを想定しています。

Q.緊急時の対応は、どのようなことをしてもらえますか？

A.普段介護している方に緊急事態が発生し、残された障がいのある方がひとりで生活することができない場合に、それまでの備えに基づいて担当相談員が短期入所施設などの受け入れ場所を手配するほか、受け入れ先で円滑に支援を受けるための情報提供などをを行います。